

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 地域特性に応じた土地利用の推進
-----	-------------------

施策主管課	都市計画課	総合計画記載頁	149ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	政策名 (基本施策名)	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	---

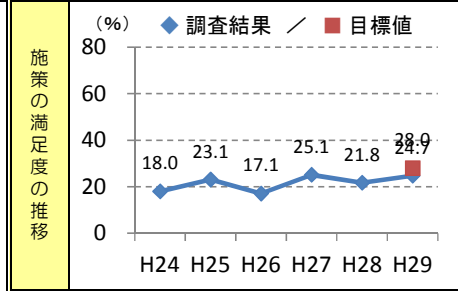
2 施策の取組状況

施策目標	地域の個性や魅力を生かしながら、計画的な土地利用が行われています。
------	-----------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	地区計画導入地区数	単年度目標値	22	23	23	23	23	24		A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	18.0%	23.1%	17.1%	25.1%	21.8%	24.7%
現状値			22地区	実績値	22	24	24	24	24	24				目標値(H29)	28.0%	前年度からの増減	5.1pt	-6.0pt	8.0pt	-3.3pt
目標値(H29)			24地区	単年度の達成度	100.0%	104.3%	104.3%	104.3%	104.3%	100.0%			③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)							
市街化区域の宅地率		単年度目標値	54.8	55.0	55.1	55.2	55.3	55.4	A	【参考】 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
		現状値	54.8%	実績値	54.8	55.1	56.0	56.3			56.5	56.4	中核市平均							
		目標値(H29)	55.4%	単年度の達成度	100.0%	100.2%	101.6%	102.0%			102.2%	101.8%	実績値							
市街化区域の宅地率	単年度目標値								【参考】 中核市等との水準比較		指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	現状値		実績値									中核市での本市の順位								
	目標値(H29)		単年度の達成度									実績値								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準(±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下(-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国においては、人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成や地方都市の再生を推進するため、改正都市再生特別措置法(平成26年8月)に基づく「立地適正化計画」の推進に加えて、空き地・空き家等が都市に散在・増加を続ける「都市のスポンジ化」対策、良好で緑豊かな都市環境形成に向けた都市の緑空間(公園・緑地、都市農地等)の保全・創出などに向けた各種支援措置等の充実を図っている。</li> <li>本市独自の「ネットワーク型コンパクトシティ」形成に向けた取組について、市内の全39連合自治会単位で実施した地区別説明会(平成29年9月~11月)の参加者アンケートでは、ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりが必要との回答(「とても必要」・「必要」の合計)が8割を超えており(85%)、将来を見据えたまちづくりへの市民理解の促進が図られてきた。</li> <li>LRTをはじめ総合的な公共交通ネットワークの構築に向けた取組が進展する中、経済団体を中心に、LRT整備を契機に地域経済や産業活動、交流人口の増加等の効果を最大限に高め、都市全体の活性化や魅力向上、まちづくりの好循環につなげるため、立地ポテンシャルや地域特性を生かしたLRT沿線まちづくりへの期待が高まっている。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策を構成する各事業は順調に実施されており、現状値(H24)と比較し、過去5年間で市民満足度は増加傾向にあるが、本施策について「分からない」とする回答が4割を超えており、取組内容等について市民への周知と理解促進が課題である。</li> <li>平成29年度は、連合自治会単位で「ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりに関する地区別説明会」を開催したところであり、今後も引き続き、地区別説明会や出前講座などの様々な機会を通して、各地域における将来の土地利用や住まい方の分かりやすいイメージなどについて、丁寧な説明を行い、市民理解の促進と意見聴取を行いながら、ネットワーク型コンパクトシティ具体化に向けた取組を進めていく。</li> </ul>	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じた土地利用の推進を図るための地区計画導入に向けた説明会等の開催などに取り組むとともに、「ネットワーク型コンパクトシティ」の具体化に向けた「立地適正化計画(平成29年3月)」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針(平成30年3月)」の策定・推進に取り組んでいる。</li> </ul>			概ね順調	

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H29事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	第3次都市計画マスタープランの策定	★	本市の目指すべき都市の将来像と整備の方向性を明らかにし、市民等とそれらを共有しながら実現	市民・事業者	都市計画マスタープランの策定	計画どおり	10,325	H29		平成29年度に実施した計画策定に向けた基礎調査等を踏まえ、「全体構想」、「地域別構想」等を盛り込んだ計画素案を取りまとめた上で、都市計画審議会や市民・事業者等の意見聴取を行ないながら計画策定を行う。
2	市街化区域における土地利用の適正化の推進	★	市街化区域の土地利用適正化に向け、「立地適正化計画」に基づく居住や都市機能の立地誘導を推進	市民・事業者	・居住誘導に関する事項について、関係課との連携による検討及び、地区別説明会や出前講座などを通じた市民理解の促進 ・都市機能誘導施設立地促進補助金の関係団体等への周知	計画どおり	3,564	H26		市街化区域における居住や都市機能の集約・誘導に向け、地域の個性や魅力を活かしながら土地利用の適正化を促進する。 居住誘導に関する事項について、市民説明会等を通じ市民理解の促進を図りながら、平成30年度末までに、一定の人口密度を維持し地域コミュニティの持続的な確保を図る「居住誘導区域」や「居住誘導策」を盛り込んだ「立地適正化計画」を策定する。 都市機能誘導施設立地促進補助金が積極的に活用してもらえるよう、引き続き栃木県建築士会等の関係団体や、医療・福祉、商業等の民間事業者等に周知を図っていく。
3	市街化調整区域における土地利用の適正化の推進	★	市街化調整区域の土地利用適正化に向け、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」等に基づく土地利用誘導を推進	市民・事業者	市街化調整区域における定住環境の維持・向上や地域拠点の生活利便機能の充実等を図る方針改定・誘導策の具体化	計画どおり	1,944	H27	先駆的	本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の具体化策として、市街化調整区域における地域拠点を中心とした各地域の持続性を高める土地利用の促進を図る。 平成30年3月に改定・公表した「市街化調整区域の整備及び保全の方針」を踏まえ、地域拠点等への居住や機能誘導などによる土地利用実現に向けて、説明会や出前講座等により市民理解の促進を図りながら、都市計画制度(地区計画制度等)の効果的運用や地域の取組支援を通して土地利用を促進していく。
4	地区計画制度の活用	★	良好な居住環境の保全・形成	市民・事業者	地区計画制度等に関する説明会の実施	計画どおり	0	H元		地域資源を活かした魅力ある景観や快適で良好な居住環境を形成するため、地区施設の配置や規模、建築物等の制限を定める地区計画制度を活用し、地域の特性に応じた土地利用を推進しているところである。 地区計画制度の活用促進に向けて、説明会や出前講座等を通して、市民・事業者等の理解促進を図りながら、地区計画の導入を推進していく。
5	都市計画基礎調査		地域特性に応じた土地利用	市民	都市計画基礎調査による都市や地域の特性や課題の把握	計画どおり	12,194	S48		都市の現状・動向や将来見通しの把握・分析等に活用するため、都市計画法に基づく都市計画基礎調査を実施し、調査により得た情報を地理情報システム(GIS)にて分析するなど、都市や地域の特性や課題を把握することで都市計画を適切に策定し、地域の特性に応じた土地利用を推進しているところである。 引き続き、基礎調査による調査・分析で得た情報や成果を都市計画マスタープラン・土地利用計画・交通計画・施設計画の策定や各種施策の検討に活用するなど、地域の特性に応じた土地利用を推進していく。
6	地籍調査事業	★	一筆ごとの土地情報の適正化	本市域に存する土地所有者及び管理者(土地改良事業・土地区画整理事業実施区域を除く)	地籍調査の実施	計画どおり	94,314	H6		地籍調査事業は、第2次基本計画(H22～31)に基づき取り組んでいるが、法務局が行っている公図修正地区以外についても地籍調査を実施し、市民や事業者の円滑な土地利用や公共事業への有効活用のため、DID地区を含めて、計画的に事業の推進を図る。
7	公共施設等の受入れ事業		公共施設(道路・公園)の適正管理	・開発許可により設置された公共施設の権利者・市民(公共施設の周辺住民)	未だ市に帰属されていない所有権の移管及び維持・管理棟の説明	計画どおり	0	H5		これまでの受け入れ実績等を踏まえ、平成25年度に策定した未同意物件受け入れ計画を見直ししながら、計画的な受け入れを実施していく。 平成26年度から開始した意向確認のできていない「未同意物件」の受け入れ処理について、今後も権利者に丁寧な説明を繰り返し行い、公共施設の維持管理について理解を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆人口減少や超高齢社会を見据えた「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向け、市内各地域において、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和の取れた都市空間形成が求められている。</p> <p>そのため、市街化区域においては、「ネットワーク型コンパクトシティ」の核となる拠点形成を推進するため、平成29年3月、「立地適正化計画」において、都市機能誘導区域及び都市機能誘導策を先行的に定めたとおりであり、今後は、国による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりへの各種支援措置や特例制度等を活用しながら、都市機能誘導や居住誘導に関わる総合的な立地誘導策の具体化と充実・強化を図っていく必要がある。</p> <p>また、市街化調整区域においては、平成30年3月、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」を策定し、方針を踏まえ地区計画の要件や開発許可基準等を見直すとともに、各種支援制度を創設したところであり、今後は、各地域拠点を中心とした地域の持続性を高める土地利用の実現に向け、それらの都市計画制度の適正運用を図るとともに、その運用状況を見ながら、地域の取組支援や支援策の充実を図っていく必要がある。</p> <p>・LRT沿線の今後の土地利用の基本的な考え方を明らかにし、市民や事業者と共にLRTと一体となった沿線の土地利用を推進していくための「LRT沿線の土地利用方針」を策定(平成30年3月)したところであり、今後は、トランジットセンターゾーン等の土地利用の実現に取り組んでいく必要がある。</p> <p>◆「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現には、行政だけではなく市民・事業者の取組が欠かせないことから、その具体化に向けた「立地適正化計画」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針」等の取組について理解促進と意見聴取を行うため、これまで地区別市民説明会を実施してきたところであるが、引き続き、地域や各種団体への出前講座や勉強会等の様々な機会を通して理解促進を図っていく必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民が住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができるとともに、各地域の個性や魅力を生かした持続可能な都市の実現に向けて、地区別説明会や出前講座の開催等を通して市民理解の促進を図りながら、都市全体を見渡した観点から、土地利用の適正化の推進に計画的に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆市街化区域・市街化調整区域における土地利用の適正化の推進</p> <p>・地域特性に応じた機能的で魅力のある都市空間を形成するため、「ネットワーク型コンパクトシティ」実現による将来の土地利用イメージや都市形成の考え方等について市民・事業者の理解促進を図りながら、主に市街化区域を対象に居住や都市機能の誘導・集積を図る「立地適正化計画」を推進するとともに、市街化調整区域において、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」に基づくメリハリある都市計画制度の運用を図っていくことにより、地域特性に応じた土地利用の推進を図っていく。</p>